

太田市下水道事業受益者負担金徴収猶予に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第229号。以下「規則」という。）第8条第1条に規定する負担金の徴収猶予基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の対象となる要件等)

第2条 規則別表第1に規定する市長が特に徴収猶予する必要があると認めた徴収猶予の対象となる要件、猶予の率及び徴収猶予の期間は、次の表のとおりとする。

徴収猶予の対象となる要件	徴収猶予の率	徴収猶予の期間	摘 要
1 係争地であるとき。	100%	10年以内。ただし、市長が特に認める場合は、再度徴収猶予を受けることができる。	
2 土地が公道に接していないため、現時点では建築が不可能であるとき。			
3 土地の現況地目が宅地で、建物がないとき。ただし、建物がある土地と隣接している2筆以上の土地で形状及び利用状況等から一体をなしていると認められる土地を除く。			
4 受益者又は受益者と生計を共にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。			医師の証明書を添付すること。
5 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者のいる世帯で市民税が非課税の世帯であるとき。			
6 賦課額を超える盗難にあい、納付が困難と認められるとき。			警察署の盗難届証明書を添付すること。
7 既に合併浄化槽が設置された土地で、市長が特に徴収猶予が必要と認めるとき。			

(徴収猶予の取消し)

第3条 市長は、規則等の規定により負担金の徴収猶予を受けた受益者について、徴収猶予を継続することが適当でないとき、当該徴収猶予を取り消すとともに、

当該徴収猶予した負担金を徴収するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により負担金の徴収猶予を取り消したときは、当該取消しをした受益者に下水道事業受益者負担金猶予取消通知書（別記様式）により通知するものとする。

（負担金の納付）

第4条 受益者は、猶予期間が満了したときは、徴収猶予された負担金を3年に分割して納付しなければならない。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

- 2 受益者は、徴収猶予が取り消されたときは、徴収猶予された負担金を一括して納付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該負担金を3年に分割して納付することができる。

（その他）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。